

■次のいずれかに該当する方は、市民税・県民税の申告が必要です。(ただし、確定申告を提出した方は不要です。)

1	平成29年中に営業、農業、不動産所得などの所得がある方で所得税の確定申告が必要でない方
2	会社勤務の方で、給与と所得以外に、合わせて20万円より少ない所得がある方(主たる給与のほかに20万円を超える所得のある方は、所得税の確定申告が必要です。)
3	平成29年中の収入が年金のみの方で、公的年金にかかる源泉徴収票に記載のない控除を受けようとする方(所得税が源泉徴収されている方は、確定申告をすることで、還付になる場合があります。)
4	平成29年中の収入が無い方または非課税収入(遺族年金・障がい年金・失業給付金など)のみの方で、生計を一にする親族の税法上の扶養親族になっていない方

重要 医療費控除の申告について

平成29年分から医療費控除の申告には、領収書の提出が不要となりましたが、その代わりに、医療費控除の明細書を添付する必要があります。明細書を作成していない方は、申告会場にて明細書を作成していただいた上で申告受付を行いますので、ご承知おきください。(領収書は自宅5年間保存する必要があります。)

また、「医療費のお知らせ」など健康保険組合等から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。

※平成29年分から平成31年分までの申告については、医療費の領収書の添付または提示によることもできます。

医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)が始まります

平成29年分から医療費控除の特例が始まります(医療費控除との併用は不可)。平成29年中のスイッチOTC医薬品(要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品)購入費から1.2万円を超える部分について、所得控除を受けることができます。医療費控除の特例を受けるには、健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行ったことがわかる証明書の添付又は提示が必要です。一定の取組とは、次のことをいいます。

- ①保険者(健康保険組合、市町村国保等)が実施する健康診査【人間ドック、各種検診等】
- ②市区町村が健康増進事業として行う健康診査【生活保護受給者等を対象とする健康診査】
- ③予防接種【定期接種、インフルエンザワクチンの予防接種】
- ④勤務先で実施する定期健康診断【事業主健診】
- ⑤特定健康診査(いわゆるメタボ健診)、特定保健指導
- ⑥市町村が健康増進事業として実施するがん検診

国民健康保険税介護保険料・後期高齢者医療保険料に関する納付済額通知書のお知らせ

平成29年中に支払った国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料は、社会保険料控除の対象になります。

■普通徴収の方(納付書・口座振替の方)

1月19日金に「納付済額通知書」を発送します。

■特別徴収の方(年金からの天引きの方)

年金保険者(厚生労働省など)から「平成29年分公的年金等の源泉徴収票」が送付されます。

※遺族年金、障がい年金から天引きされている方は「平成29年分公的年金等の源泉徴収票」が送付されません。

【問合わせ】

- ◆国民健康保険税(国保年金課 国保賦課担当) ☎0661
- ◆後期高齢者医療保険料(国保年金課 医療福祉担当) ☎0652
- ◆介護保険料(高齢介護課 介護保険担当) ☎0649
- ◆納付済額通知書(収納課)

収納担当 ☎0624

税理士による無料税務相談

次の日程で、税理士による無料相談を行います。ぜひご利用ください。

■相談時間

- ①9時30分～12時
 - ②13時～16時
- ※混雑状況により受付終了が早まる場合があります。

相談会場	2月						
	20	21	22	23	26	27	28
	火	水	木	金	月	火	水
げんきの郷あすなる舎 (大府市吉田町)	●	●		●			
東海市商工センター (東海市中央町)	●	●	●	●	●	●	●

※知多市勤労文化会館での無料税務相談は、昨年度をもって終了しました。